

フィンランドの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

フィンランド共和国（フィンランド語では「Suomen tasavalta」。スウェーデン語では「Republiken Finland」）（以下「フィンランド」という）は、北欧の共和制国家である。フィンランド語の通称は「Suomi」（スオミ）である。公用語は、フィンランド語とスウェーデン語である。国民の約 90%はフィンランド語、約 5%はスウェーデン語、約 1%はロシア語を母語とするといわれている²。

フィンランドは、西のスウェーデン、東のロシア、南のドイツという近隣の大国に翻弄されてきた歴史を有する。12世紀から1809年までの約700年間の長きにわたりフィンランドはスウェーデンの一部であったが、ロシアの自治領としてのフィンランド大公国時代（1809年～1917年）を経て、1917年12月6日に独立を宣言した。第二次世界大戦中は、ソ連に対抗するために枢軸国側についた。1944年のソ連との休戦後は国内に駐留するドイツ軍を排除すべく戦ったが、戦後は、敗戦国として扱われた。冷戦時には、ソ連の強い影響下にあったが、ワルシャワ条約機構には加盟せず、他方、NATOやECにも加盟せず、微妙な中立政策（ノルディック・バランス）の下で自国の独立と平和を維持した。しかし、ソ連の崩壊後は、西側に接近する政策を採り、1995年にEUに加盟し、2000年にはユーロを導入した。

なお、フィンランドの領土は、本土地域だけでなく、オーランド諸島にも及ぶ。オーランド諸島の住民の大多数はスウェーデン系であり、公用語はスウェーデン語である。オーランド諸島については、オーランド自治法（1991年）及びオーランド不動産取得法（1975年）があり、オーランド議会による承認が無ければ、これらの法律を改廃することができない。EU加盟に関してもオーランド諸島の自治が認められており、例えば、EU関税同盟については、フィンランド本土は批准しているにもかかわらず、オーランド諸島は批准していないため、非加盟国と同様の関税が発生することになる。オーランド諸島には、国の権限が大幅に移譲されており、独自の法制度を有している（フィンランド憲法75条参照）。本稿は、主

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 駐日フィンランド大使館ウェブサイト。

<http://www.finland.or.jp/public/default.aspx?nodeid=46039&contentlan=23&culture=ja-JP>

にフィンランド本土の知的財産法を対象とする。

II フィンランドの法制度一般

フィンランド法の属する「北欧法」が、①大陸法や英米法とは異なる独自の法系を構成するのか、それとも②大陸法系の中の北欧法族を構成するのかについては争いがあるものの、後者の見方が有力といわれている。そして、北欧法族の中でも、その類似性の度合いにより、(ア) スウェーデン法とフィンランド法、及び(イ) デンマーク法とノルウェー法の2つのグループに分けることができる³。フィンランドは、約700年間の長きにわたりスウェーデンの一部であったため、あらゆる面でスウェーデンの影響を強く受けており、法制度についても、スウェーデンの法制度の影響を強く受けてきた⁴。とくに1734年に成立した「スウェーデン王国法典」の法体系は、今日のスウェーデンのみならず、フィンランドにおいても、(改正や新立法というような変化を受けつつも、) 基本的には受け継がれている。1809年のフィンランド大公国の建国にあたり、ロシア皇帝アレクサンドル1世は、フィンランドについてロシア法の適用領域とはせず、スウェーデン時代の法制度の維持を宣明した⁵。このことも、フィンランドにおけるスウェーデン法の影響の大きさの要因の一つといえよう。

フィンランドの主な法源は、憲法、制定法、施行規則等、判決例、慣習法である。フィンランドの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。フィンランドの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、成文化された法令を解釈・具体化し、法を発展させるという役割を果たしている。

フィンランドの法律は、フィンランド語及びスウェーデン語で表記され、公布される(79条4項)。フィンランド司法省の運営する「FINLEX」というウェブサイト⁶においては、法令の英訳等が数多く掲載されており、しかも無料で利用でき、参考になる。

III 知的財産法全般

フィンランドの知的財産法制度は、主に、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、営業秘密法等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

フィンランドは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条

³ 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』(中央大学出版部、2007年) xi頁。

⁴ 「フィンランド憲法に関する質疑応答」(『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』(2000年)所収) 170頁。

⁵ 遠藤美奈著「フィンランド憲法の歩み」(百瀬宏ほか編著『フィンランドを知るための44章』(明石書店、2008年)所収) 118頁。

⁶ <http://www.finlex.fi/en/>

約、WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)、意匠の国際分類に関するロカルノ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。

知的財産権に関連するフィンランドの政府機関としては、首都ヘルシンキに、「フィンランド特許登録庁」(英語では「**Finnish Patent and Registration Office**」、フィンランド語では「**Patentti- ja rekisterihallitus**」、略称は「**PRH**」)がある⁷。PRH は、主に特許、実用新案、意匠、商標の出願の受理・審査・登録のほか、著作権等も管轄している。

フィンランドは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、フィンランド国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、フィンランド国内においては、国内法に基づき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等の知的財産権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほかに、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標 (EUTM)⁸制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、フィンランドを含む欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている⁹。なお、著作権及び営業秘密に関しては、基本的制度の統一・調整を図るための EU の指令がいくつか公布されているものの、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

なお、フィンランドも加盟している EU の知的財産法の説明については、本連載の第 2 回を参照されたい¹⁰。また、スウェーデンの知的財産法の説明については、本連載の第 39 回を参照されたい¹¹。

⁷ <https://www.prh.fi/en/index.html>

⁸ 2016 年 3 月 23 日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」(CTM) という名称であった。

⁹ 英国は、EU 離脱 (Brexit) に伴い、欧州単一効特許及び統一特許裁判所制度への不参加を表明している。他方、ドイツでは、統一特許裁判所協定の批准の完了に向けた手続きが着々と進んでいる。

¹⁰ 「世界の知的財産法 第 2 回 EU」(『特許ニュース No.13921』(経済産業調査会、2015 (平成 27) 年 3 月 17 日) 1~5 頁)。

¹¹ 「世界の知的財産法 第 39 回 スウェーデン」(『特許ニュース No.15439』(経済産業調査会、2021 (令和 3) 年 6 月 23 日) 1~10 頁)。

IV 特許

現在のところ、フィンランドで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して出願を行い、許可後に、フィンランド等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、フィンランド知的財産庁に特許出願を行い特許を取得することである。いずれの方法の場合も、PCT 出願で行うことが可能である。前者については、本連載の第2回で述べたので、今回は、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）¹²。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。フィンランド国内に住所を有しない出願人は、フィンランドの代理人に出願を委託しなければならない。出願言語については、出願人は、フィンランド語又は英語のいずれかを選択することができる。明細書、要約書及びクレームは、フィンランド語、スウェーデン語又は英語のうち2つ以上の言語で作成しなければならない。

フィンランドでは、特許出願後、方式要件の審査が行われる。出願日又は優先日から18か月経過後、出願書類が公開される（早期公開を請求することも可能）。その後、実体審査が行われる。審査請求制度は無い。

フィンランド特許庁は、出願人に対し、優先権主張の基礎とされた外国出願を含む対応外国出願の審査結果等の情報の提出を要求することができる。なお、日本とフィンランドはともに「グローバル特許審査ハイウェイ」（GPPH）を実施している¹³。

フィンランドの特許法によると、特許権付与の要件は、①不特許事由（芸術的な創作物である場合、発見又は科学上の理論に過ぎない場合、算術的な方法の場合、精神的な行為の場合、遊戯方法又は商業的な活動のための計画等の場合、コンピュータ・プログラムそのもの場合、単なる情報の提供の場合、公序良俗に反するおそれがある場合、人体又は動物体の治療的処理方法の場合等）に該当しないこと、②絶対的新規性があること（出願日又は優先日前に国内又は国外で公知でなかったこと）、③進歩性があること、及び④産業上の利用可能性があることである。新規性喪失の例外事由としては、(a) 出願日前6か月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公知となった場合、(b) 出願日前6か月以内に、当該発明が、国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式の国際博覧会で展示されたものである場合がある。

¹² 本稿の「特許」の部分については、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フィンランド」の「制度ガイド」6～15頁、②特許庁ウェブサイトにおけるフィンランド特許法の和訳等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

<https://www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html#europe>

¹³ <https://www.ipo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html>

特許庁審査官は、実体審査の後、特許要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知を発行する。出願人は、指定された期間内（1か月～6か月）に、意見書・補正書を提出して応答しなければならない。期間内に応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。また、応答した場合であっても、依然として特許付与の要件を満たしていないと判断された場合は、出願は最終的に拒絶される。出願拒絶査定に不服がある出願人は、通知日から60日以内に、特許庁の抗告部に不服申立てをすることができる。

特許付与の要件を満たしていると判断された場合は、出願許可（特許査定）の通知が発行される。審査官は出願人に対し、通知日から2か月以内に特許料の納付を要求する（納付しなかった場合、出願は取り消されたものとみなされる）。特許料の納付後、特許付与日が特許原簿に登録され、公報に公告され、出願人に特許証が交付される。

特許付与日から9か月以内に、誰でも異議申立てをすることができる。異議申立て理由としては、①特許要件を満たしていない出願に対して特許が付与されたこと、②明細書における発明の記載が不十分であるにもかかわらず特許が付与されたこと等がある。異議申立てがあった場合、異議申立書の副本が特許権者に送達され、その後、特許権者は答弁書を提出することができる。異議申立てが認められた場合、特許取消決定が下される。特許取消決定に不服を有する特許権者は、市場裁判所に対して不服申立てを提起することができる。

特許権の存続期間は出願日から20年であるが、設定登録日から発生する。

フィンランドでは、均等論も認められている。

V 実用新案

フィンランドには、実用新案制度が存在する¹⁴。

実用新案権の保護対象となる「考案」とは、産業上利用することができる技術的解決をいう。方法、工程、コンピュータ・プログラム等は、実用新案権の保護対象には含まれない。

実用新案登録出願の手続においては、実体審査は行われず、方式的要件を満たしているか否か、実用新案登録出願に係る考案が保護対象に該当するか否か、及び出願の単一性の要件を満たしているか否かについて、審査が行われるだけである。

考案が実用新案登録を受けるためには、新規性（出願日又は優先日前に「先行技術」に対して、新規なものであること）を有していなければならない。ここに「先行技術」とは、「世界のいずれかにおいて、公知、公用、又は公衆に利用可能な状態に置かれた全てのもの」をいう（絶対的新規性）。

実用新案権の存続期間は、出願日から4年であるが、その後4年の更新、さらに2年の更新が可能であるため、最長10年となる。

¹⁴ 本稿の「実用新案」の部分については、①前掲「制度ガイド」16～20頁、②特許庁ウェブサイトにおけるフィンランド実用新案法の和訳等を参照した。

VI 意匠

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「フィンランド等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs)と呼ばれるものであり、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。以下では、後者について説明する。

フィンランドの意匠法によると、意匠とは、「製品の外観であって、当該製品自体又はその装飾の特徴、特に、線、輪郭、色彩、形状、織り方又は素材の特徴に由来するもの」をいうと規定されている。ここにいう「製品」には、工業品又は工芸品であって複合製品に組み立てることを意図した部品、包装、外装、図形的表象及び印刷書体が含まれる。部分意匠制度は採用されていない¹⁵。

意匠出願を行うことができるのは、創作者及び承継人である。フィンランド国内に住所を有しない出願人は、フィンランドの代理人に出願を委託しなければならない。

意匠出願後、方式的要件、不登録事由の有無、新規性、独自性等について審査が行われる。フィンランドでは、出願公開制度は無く、また、意匠出願は全件審査されるため、審査請求制度も採用されていない。

出願公告日から2か月以内に、不登録事由があること、新規性が無いこと、独自性が無いこと等を理由として、異議申立てを行うことができる。

意匠の不登録事由としては、①意匠の定義に適合しないこと、②公知意匠と実質的に同一の意匠であること、③先行する他人のフィンランドにおける登録意匠と実質的に同一の意匠であること、④公序良俗に反する意匠であること、⑤公的機関の紋章等と混同を生じるおそれがある意匠であること等が挙げられる。「出願日又は優先日前に、出願に係る意匠と同一の意匠が公衆の利用可能な状態に置かれていた場合」には、新規性が認められない。なお、①意匠登録を受ける権利を有する者が意匠を公表した場合、又は②意匠登録を受ける権利を有する者の意に反し、第三者が意匠を公表した場合、意匠が利用可能な状態に置かれた後、12か月以内に出願されたことを条件に、新規性喪失の例外が認められる。

意匠権の存続期間は最長25年である(出願後最初の存続期間は5年であるが、その後4回、5年ずつ延長することができ、合計25年となる)。

意匠登録に、不登録事由があること、新規性が無いこと等の要件を満たしていないと判断する者は、市場裁判所に、登録の取消しを請求することができる。

VII 商標

¹⁵ 本稿の「意匠」の部分については、①前掲「制度ガイド」21～24頁、②特許庁ウェブサイトにおけるフィンランド意匠法の和訳等を参照した。

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「フィンランド等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」(EUTM)と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁(EUIPO)に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている¹⁶。以下では、後者について説明する。

フィンランドの商標法は、EU 商標指令に適合させるため、2018年に改正された(2019年5月1日施行)。これにより、フィンランドの商標法は、他のEU加盟国の商標法に、より一層近づいたといえる。

従来の商標法では、フィンランドで商標として保護される対象は、「視覚的に表示することができる標識」でなければならないとされていた。しかし、2018年改正商標法により、「視覚的に表示することができる」という要件は削除され、一定レベルの識別力を有する標識であれば、商標として保護され得ることとなった。その結果、現在では、動き、ホログラム、香り等も商標の対象に含まれる。特定の色の商標については、商標の色を特定して出願する必要がある。

また、従来の商標法では、商品・役務のクラスヘディング(包括見出し)について、広く解釈されていた。しかし、2018年改正商標法により、商品・役務の文言どおりの意味に解釈されるようになった。

フィンランドでは、先願主義、一出願多区分制が採用されている。フィンランド国内に住所を有しない出願人は、フィンランドの代理人に出願を委託しなければならない。フィンランドは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加入しているため、マドプロ出願が可能である。

商標の不登録事由としては、①識別力がない標章、②先行する他人の商標と混同を生ずるおそれがある標章、③国の紋章・国旗やその他の記章と同一又は類似する標章、④公序良俗に反する標章が挙げられる¹⁷。

商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由(識別力を有しないこと、公序良俗に反すること、公衆を欺瞞するおそれがあること等)及び相対的不登録事由(先行商標と同一又は類似であること、先行商標と類似するため公衆が混同するおそれがあること等)について行われる。

フィンランドでは、出願公開制度は無く、また、商標出願は全件審査されるため、審査請求制度も採用されていない。

出願後の方式審査及び実体審査において問題があると審査官により判断された場合、出願人にその旨が通知され、意見書・補正書を提出する機会が与えられる。出願人が意見書・補正書を提出したにもかかわらず、依然として問題が解消されていないと判断された場合、

¹⁶ 本稿の「商標」の部分については、①前掲「制度ガイド」25～28頁、②特許庁ウェブサイトにおけるフィンランド商標法の和訳等を参照した。

¹⁷ 前掲「制度ガイド」26頁。

拒絶査定がなされる。

他方、出願後の方式審査及び実体審査において問題が無ければ、登録され、登録公告が行われる。登録公告後 2 か月以内であれば、異議申立てをすることができる。2018 年改正商標法により、異議申立て後、異議の審査が開始される前に、申立人と出願人が共同でクーリング・オフ期間の延長申請（12 か月間）を行うことができるようになった。異議申立てが認められない場合、商標は登録される。

商標権の存続期間は、従来は「登録日」から 10 年間であったが、2018 年改正商標法により、「出願日」から 10 年間に変更され（但し、権利は設定登録日から発生する）、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

商標権の使用義務は無いが、登録後継続して 5 年以上登録商標を使用していない場合、請求により登録商標を取り消されることがある。

VIII 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。フィンランドにおける著作権の保護は、フィンランドの国内法に委ねられているが、EU 加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。

フィンランドの著作権法によると、文学的又は芸術的な作品を創作した者は、それが文章又は音声による表現又は説明的な表現であるか、音楽又は演劇作品であるか、映画作品であるか、写真作品であるか、その他の美術作品であるか、建築物、芸術的工芸品、工業デザインの製品であるか、又はその他の方法で表現されたものであるかを問わず、その作品に著作権を有する。地図やその他の説明的な図面、グラフィック又は 3 次元的に表現された作品、コンピュータ・プログラムも文学作品とみなされるが、単なるアイデアや概念は除かれる。但し、著作物が著作権法による保護を受けるためには、一定レベル以上の創作性が必要である。

フィンランドでは、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。フィンランドには、著作権登録制度は無い。なお、「©」マークを著作物に付してもよいが、これはフィンランドでの著作権保護の要件ではない。

著作権には、著作財産権と著作者人格権がある。著作財産権は、その名が示すように、著作者に作品を利用し、経済的に利益を得る能力を与えるものである。フィンランド著作権法には、著作財産権として、複製権、公衆に利用し得るようにする権利、営利目的での比較的大きな閉鎖集団への提示権の 3 種が規定されている¹⁸。これに対し、著作者人格権は、著作

¹⁸ 上原伸一著「著作権・著作隣接権条約における 4 種類の Communication to the Public (3・完)」(『NBL No.1124』(商事法務、2018 年) 所収) 68 頁。

者とその作品を結びつける個人的な関係を含むものである。フィンランド著作権法によると、①著作物の複製物を作成するとき、又は著作物の全部若しくは一部を公衆に提供するときは、著作者の氏名を適切な用法により必要な方法で記載しなければならない。また、②著作物は、著作者の文学的若しくは芸術的評価又はその個性を害するような方法で改変してはならず、また、記載された方法で著作者を害するような形態又は文脈で公衆に提供してはならない。さらに、著作者人格権については、その性質及び範囲が限定された使用に関してのみ、拘束力をもって放棄することができるものとされている。

フィンランドはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はフィンランドでも保護される。

フィンランドでの著作権の保護期間は、著作者の死亡した年から70年間である。

著作権侵害者には、民事責任が追及されるほか、拘禁刑、罰金刑、社会奉仕、没収が科される可能性がある。

フィンランドには、「著作権評議会」（英語では「Copyright Council」、フィンランド語では「Tekijänoikeusneuvosto」）¹⁹という組織が設置されている。著作権評議会の評議員は、主要な著作権保有者、作品のユーザー、その他の外部専門家から構成され、任期は3年である。著作権評議会の主な役割は、著作権法がどのように適用されるか（例えば、著作権性に関する基準、著作財産権及び著作者人格権、公衆への伝達、著作権の制限、著作権の譲渡）について、推奨事項の形式で声明を発することである。但し、他の法律分野の解釈を伴う場合や、契約上の紛争に関連する場合は、声明を発しない。個人、企業、業界団体、警察、行政当局、裁判所等、誰でも、利害関係の有無に関わらず、著作権評議会に対し、声明を発することを、書面により要求することができる。著作権評議会の発する声明には、法的拘束力は認められないが、事実上、一定の権威性がある。著作権が第三者により侵害されたと考える者は、地方裁判所又は市場裁判所のいずれかに提訴することができるが、提訴前に、著作権評議会からの支持的な声明を取得しておくことは、簡単かつ費用対効果の高い方法であるといえる²⁰。

IX 営業秘密

EUには、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。フィンランドにおける営業秘密の保護は、フィンランドの国内法に委ねられているところ、従来は、個別の法律、例えば、不公正取引法により、一定の保護が与えられてきた。そのような状況の下、営業秘密保護に関するEU指令²¹を受けて、フィンランドでは、2018年8月15日から「営業秘密法」が施

¹⁹ <https://minedu.fi/en/copyright-council>

²⁰ <https://www.lexology.com/commentary/intellectual-property/finland/berggren-oy-ip-litigation-and-alternative-dispute-resolution-options>

²¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016L0943&rid=4>

行された。

営業秘密法は、①一般的に知られておらず、又は容易にアクセスできない、②秘密であるがゆえに商業的価値がある、③秘密を保持するための合理的措置がとられているという要件を満たす情報を営業秘密として保護する。営業秘密法により、営業秘密の違法な取得、使用、開示は禁止される。合法的に取得された製品のリバース・エンジニアリングは、違法とはいえない。営業秘密法は、内部告発についても規定しており、特定の状況において、内部告発者は、営業秘密の漏洩の責任を問われることなく、違法行為を報告することができる。営業秘密の不正流用に関する全ての民事訴訟については、地方裁判所が一般的な管轄権を有するが、法人又は事業活動に従事する自然人が関係する場合は、営業秘密に関する訴訟を市場裁判所に提起することもできる²²。

X エンフォースメント

フィンランドにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。以下、これらの概要について紹介する。

1 民事的手段（民事訴訟）

(1) フィンランドにおける民事訴訟手続制度

フィンランドにおける司法権は、最高裁判所及び最高行政裁判所を終審とする裁判所により行使される。民事、商事及び刑事事件を取り扱う通常裁判所としては、最高裁判所、控訴裁判所及び地方裁判所がある。

フィンランドには、「市場裁判所」(Market Court) という第一審レベルの裁判所がある。市場裁判所は、市場、競争、知的財産、公共調達等に関する事件を審理する特別裁判所である。市場裁判所は、事件の種類に従い、民事訴訟法又は行政訴訟法に従い審理を行う。市場裁判所の決定に関する上訴は、控訴裁判所ではなく、最高裁判所に直接行われる。市場裁判所の民事訴訟判決に対する上訴は最高裁判所に、市場裁判所の行政訴訟判決に対する上訴は最高行政裁判所に、それぞれ行われる。

フィンランドにおいては、1997年までは、民事手続及び刑事手続の両方が、「訴訟手続法」²³という1つの法律によって規律されていた。そこでは、民事手続及び刑事手続の両方について共通する規定、並びにいずれか一方についてのみ適用される規定の2種類が含まれていた。この「訴訟手続法」は、1734年に成立した「スウェーデン王国法典」の法体系の一

²² <https://www.roschier.com/newsroom/a-new-trade-secrets-act-now-in-force-in-finland/>

²³ 本稿における「訴訟手続法」の記述にあたっては、フィンランド司法省の「Code of Judicial Procedure」(4/1734)の英訳(2011年までの改正を反映)を参照した。
<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1734/en17340004.pdf>

部であった。しかし、フィンランドにおいては、1997年に「刑事手続法」が制定された。これにより、民事訴訟法と刑事訴訟法がかなりの程度分離されることになったが、今日においてもなお、「訴訟手続法」において、民事訴訟と刑事訴訟に共通する規定（例えば、証拠及び上訴に関する規定）が残されている。また、フィンランドでは、「訴訟手続法」の1993年の改正により準備手続が設けられたことから、和解による解決が重視されるようになったといわれている。実際、民事訴訟事件全体の半数程度が和解により終結しているようである²⁴。

（２）フィンランドにおける知的財産権侵害訴訟

知的財産権利者は、第三者が当該知的財産権を侵害したと考える場合、裁判所に民事訴訟を提起することができる。民事訴訟においては、権利者は、侵害行為の停止、損害賠償を請求するのが一般的である（なお、フィンランドにおいては、懲罰的賠償は認められていない）が、裁判所は、その他の措置を命じることもできる。例えば、商標権侵害訴訟の場合における裁判所の救済措置としては、①侵害行為の続行又は反復の禁止、②補償及び損害賠償、③侵害品からの商標の除去、商品の廃棄等、④物品の差押、⑤終局判決の公表費用に関する補償、⑥権利の存在・不存在、権利侵害の確認がある。また、裁判所は、事件の緊急性に鑑みて必要な場合は、権利者の請求に基づき、被疑侵害者を聴聞せずに、暫定的差止命令を発することができる。当該暫定的差止命令を発した後、遅滞なく、被疑侵害者に聴聞を受ける機会が与えられる。被疑侵害者が聴聞を受けた後、裁判所は、遅滞なく、当該暫定的差止命令の効力を存続させるか又は撤回するかを決定する²⁵。

フィンランドの知的財産権侵害訴訟を管轄するのは、主に、市場裁判所である。市場裁判所は、特許権又は実用新案権の侵害訴訟のように専門技術的判断を必要とする事件において、裁判官の意思決定を技術的観点から支援する技術専門家を擁している。市場裁判所の審理は、一般的に、地方裁判所の審理よりも迅速であるといわれている。

一般的な訴訟手続の概要について簡単に述べると、まず、原告が裁判所に訴状を提出する。裁判所は、訴状を予備的に審査した後、被告に答弁書を要求する。正式な口頭審理の前に、予備審問が少なくとも1回行われる。予備審問は、予備審問担当裁判官と代理人弁護士が出席して行われる。予備審問の目的は、係争事案における争点を明確にし、正式な口頭審理のスケジュールを計画し、その他、実務上発生する問題に対処することである。当事者の主張及び証人・証拠についても議論される。正式な口頭審理が行われた後は、市場裁判所が当該訴訟事件を検討し、通常、2～3か月以内に判決が下される²⁶。フィンランドでは、陪審制

²⁴ 石井芳明著「スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおける裁判外紛争処理の実情（上）」（『判例タイムズ No.1358』（判例タイムズ社、2012年）所収）48頁。

²⁵ 「マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願に関する手続の情報収集作業報告書」（特許庁、2015年）58～59頁。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/modopro_syohyoseido/fi.pdf

²⁶ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ebfdbf08-8a9c-4756-b7f6->

は採用されていない。

知的財産権の侵害と有効性の両方の問題につき、市場裁判所が審理・決定する。単なる「無効の抗弁」は、侵害訴訟では認められず、別途、無効訴訟を提起する必要がある。市場裁判所は、可能であれば、同一の法廷・期日で、侵害訴訟と無効訴訟の両方を審理する²⁷。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

（1）フィンランドにおける刑事訴訟手続制度

フィンランドでは、1997年までは、刑事手続についても民事手続と同様に、「訴訟手続法」によって規律されていたことは前述した。しかし、1997年に「刑事手続法」²⁸が制定され、起訴の要件・手続や私人訴追等について詳細な規定が置かれたことにより、民事手続と刑事手続に関する規範が、かなりの程度分離された。但し、いまだ「訴訟手続法」には民事訴訟と刑事訴訟に共通する規定が残されていることについても前述した。

フィンランドでは、全ての地方裁判所において、「参審制」が導入されている。即ち、第一審の刑事公判手続は、原則として、1名の職業裁判官及び3名の参審員により構成される。スウェーデンと同様に、否認事件には限られないが、スウェーデンと異なり、控訴審では参審制は採用されていない。フィンランドの法律家の間では、一般的に、裁判は法律専門家に任せるべきであるとの意識が強く、参審制には批判的な意見が多いようである²⁹。

1889年に制定されたフィンランド刑法典は、制定後も、とくにスウェーデン及びドイツの刑法学の影響の下、今日まで幾度も改正を経てきた。1995年には、法人の刑事責任が導入された³⁰。

（2）フィンランドにおける知的財産権侵害犯罪

フィンランドにおける知的財産権侵害が犯罪を構成する場合、知的財産権利者の告訴に基づき、刑事事件として訴追される可能性がある。例えば、他人の商標権を故意に侵害した者は、商標法38条により罰金を科されるか、又は刑法49章2条に基づく工業所有権に対する犯罪として罰金又は2年以下の拘禁刑が科される。知的財産権侵害犯罪の刑事事件は、ヘルシンキ地方裁判所が管轄する。

刑事的手段の主な利点としては、①侵害者に対し、身柄拘束及び拘禁刑という感銘力の大

[7ed7836562be](#)

²⁷ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ebfdbf08-8a9c-4756-b7f6-7ed7836562be>

²⁸ 本稿における「刑事手続法」の記述にあたっては、フィンランド司法省の「Criminal Procedure Act」(689/1997)の英訳(2002年までの改正を反映)を参照した。

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1997/en19970689.pdf>

²⁹ 松澤伸著「北欧四ヵ国の陪審制・参審制 —デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド—」(『現代刑事法 No.27』(立花書房、2001年)所収)41頁・43頁。

³⁰ 齋藤実著「〈研究ノート〉フィンランドにおける刑事司法の現在(いま)」(『学習院法務研究 第2号』(学習院大学、2010年)所収)105頁。

きい措置をとることができること、②捜査機関が被疑侵害物品を差し押さえることにより、早い段階で被疑侵害行為を停止させることができること等が挙げられる。

3 税関の水際措置

模倣品の問題に直面した知的財産権者としては、フィンランド税関による水際取締り措置を利用することも有効である。

フィンランドの税関は、模倣品の自由な流通を禁止するための措置を定めた国内法及び理事会規則を効率的に適用しており、これは知的財産権侵害に対処するために有効な法的根拠となっている。

国内法に基づき税関が物品を留置する権限は、「行政的留置」と呼ばれる関税法 14 条 3 項に基づく。同条によれば、「税関は、犯罪を防止又は調査するために合理的な理由がある場合には、国内から輸出又は国内に輸入された物品を留置することができる」とされている。国内法に基づく差押えのためには、別途の手続が必要である³¹。

また、特定の状況の下では、「理事会規則 (EC) No 1383/2003」に基づく措置も利用することができる。権利者は、知的財産権を侵害している疑いのある商品が発見された場合、税関当局による措置を申請することができる。税関は、申請の対象となる知的財産権を侵害している疑いのある物品に出くわした場合、当該物品の通関を停止し、又は留置しなければならない。そのような申請がなされていない場合であっても、物品が知的財産権を侵害していると疑う十分な理由があるときは、税関当局は、職権により、物品の通関を停止し、又は留置することができる。フィンランドでは、上記「十分な理由」の要件は広義に解釈されており、実際には、物品の真正性にわずかな疑いがある場合でも、物品が留置され得る。物品が本規則に基づいて通関停止又は留置される場合、国内法に基づく差押えのための別の決定は必要ない。しかし、本規則は個人輸入には適用されない。このことは、本規則の 3 条 2 項に規定されている³²。

XI おわりに

以上、フィンランド知的財産法の概要を簡単に紹介してきたが、フィンランド知的財産法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等がはるかに少ない。しかし、インターネット上では、フィンランド知的財産法に関する英語の文

³¹ 「Assessing Copyright and Related Rights Systems: Sanctions and Remedies for Copyright Infringement. Report on Piloting in Finland.」 (Cupore、2016 年) 34 頁。
https://www.cupore.fi/images/tiedostot/pilottitutkimusraportit/pilotreportds9_sanctions_andremediesforcopyrightinfringement.pdf

³² 前掲「Assessing Copyright and Related Rights Systems: Sanctions and Remedies for Copyright Infringement. Report on Piloting in Finland.」 34 頁。

献・論文等が少なからず公表されており、参考になる。

フィンランドの知的財産法制度は、前述したとおり、フィンランド国内レベルと EU レベルに分かれている等、非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、フィンランドは、携帯電話メーカー「NOKIA」の他にも、洗練されたデザインで世界的に有名な企業（「marimekko」、「iittala」等）があり、湖、オーロラ、白夜等の観光資源、サンタクロース、ムーミン等の文化資源もあること等に鑑みると、フィンランドの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.15476』（経済産業調査会、2021年、原題は「世界の知的財産法 第40回 フィンランド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。